

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第49号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（令和3年岩手県規則第80号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(県税調定収入実績報告書)</p> <p>第3条 条例第23条ただし書に規定する出納員（以下「出納員」という。）は、毎月、別に定める様式による県税調定収入実績報告書を作成し、当月分を別に定める日までに総務部長を経由して会計管理者に提出するものとする。</p>	<p>(県税調定収入実績報告書)</p> <p>第3条 条例第23条ただし書に規定する出納員（<u>花巻市、一関市、宮古市、大船渡市及び二戸市に駐在する者を除く。</u>）（<u>条例第5条第1項及び第2項の規定により県税センター所長（第5条を除き、以下「所長」という。）に委任された事項に係るものにあつては、県税センター管理課長である出納員</u>）（<u>第16条を除き、以下「出納員」という。</u>）は、毎月、別に定める様式による県税調定収入実績報告書を作成し、当月分を別に定める日までに総務部長を経由して会計管理者に提出するものとする。</p>																		
<p>(徴税吏員の任命)</p> <p>第5条 次に掲げる職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、当該職員である間、徴税吏員に命ぜられたものとする。</p> <p>(1) 総務部長及び総務部副部長の職にある職員並びに総務部税務課に勤務する職員</p> <p>(2) 次の表の左欄に掲げる出先機関（岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第3章に規定する出先機関をいう。以下同じ。）の職員のうち、それぞれ同欄に掲げる出先機関の区分に応じ、同表の中欄に定める職にある職員及び同表の右欄に定める職員</p>	<p>(徴税吏員の任命)</p> <p>第5条 次に掲げる職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、当該職員である間、徴税吏員に命ぜられたものとする。</p> <p>(1) 総務部長及び総務部副部長の職にある職員並びに総務部税務課及び<u>岩手県県税センター</u>に勤務する職員</p> <p>(2) 次の表の左欄に掲げる出先機関（岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第3章に規定する出先機関をいう。以下同じ。）の職員のうち、それぞれ同欄に掲げる出先機関の区分に応じ、同表の中欄に定める職にある職員及び同表の右欄に定める職員</p>																		
<table border="1"><thead><tr><th>出先機関</th><th>職</th><th>職員</th></tr></thead><tbody><tr><td>広域振興局</td><td>局長並びに県税の賦課徴収に関する業務を所掌する副局長、<u>経営企画部長（県税部が置かれる広域振興局を除く。）及び経営企画部地域振興センター所長</u></td><td>県税部、<u>県税部県税センター、経営企画部県税室又は経営企画部地域振興センター県税室</u>に勤務する職員</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	出先機関	職	職員	広域振興局	局長並びに県税の賦課徴収に関する業務を所掌する副局長、 <u>経営企画部長（県税部が置かれる広域振興局を除く。）及び経営企画部地域振興センター所長</u>	県税部、 <u>県税部県税センター、経営企画部県税室又は経営企画部地域振興センター県税室</u> に勤務する職員	[略]			<table border="1"><thead><tr><th>出先機関</th><th>職</th><th>職員</th></tr></thead><tbody><tr><td>広域振興局</td><td>局長並びに県税の賦課徴収に関する業務を所掌する副局長及び<u>経営企画部長（県税部が置かれる広域振興局を除く。）</u></td><td>県税部又は<u>経営企画部県税室</u>に勤務する職員</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	出先機関	職	職員	広域振興局	局長並びに県税の賦課徴収に関する業務を所掌する副局長及び <u>経営企画部長（県税部が置かれる広域振興局を除く。）</u>	県税部又は <u>経営企画部県税室</u> に勤務する職員	[略]		
出先機関	職	職員																	
広域振興局	局長並びに県税の賦課徴収に関する業務を所掌する副局長、 <u>経営企画部長（県税部が置かれる広域振興局を除く。）及び経営企画部地域振興センター所長</u>	県税部、 <u>県税部県税センター、経営企画部県税室又は経営企画部地域振興センター県税室</u> に勤務する職員																	
[略]																			
出先機関	職	職員																	
広域振興局	局長並びに県税の賦課徴収に関する業務を所掌する副局長及び <u>経営企画部長（県税部が置かれる広域振興局を除く。）</u>	県税部又は <u>経営企画部県税室</u> に勤務する職員																	
[略]																			

(委任外事項等)

第8条 条例第5条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(3) [略]

2 知事は、条例第5条第1項各号に掲げる事項(前項第1号に掲げる事項を除く。)について決定したときは、必要事項を関係する広域振興局長(以下「局長」という。)に通知するものとする。

3 局長は、条例第5条第1項第2号の規定による課税地の指定を要するものがある場合においては、知事にその指定を求めるものとする。

(申告書等への個人番号等の記載を要しない場合)

第12条 条例第11条に規定する規則で定める場合は、次に掲げる書類を提出する場合とする。

(1) [略]

(2) 軽油引取税の免税軽油(条例第87条に規定する免税軽油をいう。以下同じ。)の引取りに係る報告書等

(3)・(4) [略]

(調定)

第13条 局長は、徴収金を徴収しようとするときは、別に定める様式による賦課・調定決定書により、その徴収の調定をするものとする。

2 局長は、前項の調定をした徴収金について減額すべき理由が生じたときは、同項の賦課・調定決定書によりその減額の調定をするものとする。

3 局長は、証紙徴収の方法により納付された環境性能割額、種別割額及び狩猟税額に相当する額を証紙収入整理特別会計の歳出から一般会計の歳入に振り替え、第1項の賦課・調定決定書により調定するものとする。

(調定の通知)

第14条 局長は、前条の規定により調定をしたときは、別に定める様式による調定通知書により、直ちに出納員に通知するものとする。

(納税の告知)

第15条 法第13条の規定による納付又は納入の告知は、次の各号に掲げる徴収金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1)・(2) [略]

(委任外事項等)

第8条 条例第5条第2項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(3) [略]

2 知事は、条例第5条第2項各号に掲げる事項(前項第1号に掲げる事項を除く。)について決定したときは、必要事項を関係する広域振興局長(以下「局長」という。)(条例第5条第1項及び第2項の規定により所長に委任された事項に係るものにあつては、所長。以下「局長等」という。)に通知するものとする。

3 局長等は、条例第5条第2項第2号の規定による課税地の指定を要するものがある場合においては、知事にその指定を求めるものとする。

(申告書等への個人番号等の記載を要しない場合)

第12条 条例第11条に規定する規則で定める場合は、次に掲げる書類を提出する場合とする。

(1) [略]

(2) 軽油引取税の免税軽油(条例第5条第1項の表第2号に規定する免税軽油をいう。以下同じ。)の引取りに係る報告書等

(3)・(4) [略]

(調定)

第13条 局長等は、徴収金を徴収しようとするときは、別に定める様式による賦課・調定決定書により、その徴収の調定をするものとする。

2 局長等は、前項の調定をした徴収金について減額すべき理由が生じたときは、同項の賦課・調定決定書によりその減額の調定をするものとする。

3 局長等は、証紙徴収の方法により納付された自動車税額及び狩猟税額に相当する額を証紙収入整理特別会計の歳出から一般会計の歳入に振り替え、第1項の賦課・調定決定書により調定するものとする。

(調定の通知)

第14条 局長等は、前条の規定により調定をしたときは、別に定める様式による調定通知書により、直ちに出納員に通知するものとする。

(納税の告知)

第15条 法第13条の規定による納付又は納入の告知は、次の各号に掲げる徴収金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 証紙徴収又は条例第104条の方法によって徴収する税に係る不足税額及び当該不足税額に係る延滞金 別に定める様式による納税の告知書

(領収証書の交付)

第16条 出納員は、徴収金（証紙徴収の方法による環境性能割、種別割及び狩猟税に係る徴収金を除く。）を領収したときは、当該徴収金を納付又は納入した者に別に定める様式による領収証書を交付するものとする。この場合において、当該徴収金が納付書又は納入書によって納付又は納入されたときは、領収証書に別に定める様式による領収印を押印して、これを交付することができる。

(出納員の徴収金の払込み)

第17条 出納員は、徴収金を領収したときは、会計規則第22条第1項に定める日までに別に定める様式による現金払込書により岩手県指定金融機関に払い込むものとする。

第18条 岩手県指定金融機関は、出納員から現金払込書を添えて現金の払込みを受けたときは、これを領収し、領収証書を出納員に交付するとともに領収済通知書は出納員に送付し、現金払込書は領収年月日を記入して当該指定金融機関において保存しておかなければならない。

(調定及び収入の更正)

第19条 局長は、第14条の規定により調定通知書を送付した収入金の所属年度、会計名又は歳入科目に過誤を発見したときは、別に定める様式による収入更正通知票を作成し、出納員に対し、送付するものとする。

(納税管理人の承認等の通知)

第21条 局長は、条例第12条第2項又は第3項の規定による申請書の提出があった場合において、納税管理人の承認をし、又は承認をしなかったときは、その旨を別に定める様式による納税管理人承認（不承認）通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 局長は、条例第12条第4項に規定する規定による申請があった場合において、徴収金の徴収の確保に支障がないことについての認定をし、又は認定をしなかったときは、その旨を別に定める様式による徴収金の徴収確保に支障がないことの認定（認定をしないこと）の通知書により当該申請者に通知するものとする。

(災害等による期限の延長の承認等の通知)

(3) 証紙徴収又は条例第100条の方法によって徴収する税に係る不足税額及び当該不足税額に係る延滞金 別に定める様式による納税の告知書

(領収証書の交付)

第16条 条例第23条ただし書に規定する出納員（次条及び第18条において「広域振興局等の出納員」という。）は、徴収金（証紙徴収の方法による自動車税及び狩猟税に係る徴収金を除く。）を領収したときは、当該徴収金を納付又は納入した者に別に定める様式による領収証書を交付するものとする。この場合において、当該徴収金が納付書又は納入書によって納付又は納入されたときは、領収証書に別に定める様式による領収印を押印して、これを交付することができる。

(出納員の徴収金の払込み)

第17条 広域振興局等の出納員は、徴収金を領収したときは、会計規則第22条第1項に定める日までに別に定める様式による現金払込書により岩手県指定金融機関に払い込むものとする。

第18条 岩手県指定金融機関は、広域振興局等の出納員から現金払込書を添えて現金の払込みを受けたときは、これを領収し、領収証書を広域振興局等の出納員に交付するとともに領収済通知書は出納員に送付し、現金払込書は領収年月日を記入して当該指定金融機関において保存しておかなければならない。

(調定及び収入の更正)

第19条 局長等は、第14条の規定により調定通知書を送付した収入金の所属年度、会計名又は歳入科目に過誤を発見したときは、別に定める様式による収入更正通知票を作成し、出納員に対し、送付するものとする。

(納税管理人の承認等の通知)

第21条 局長等は、条例第12条第2項又は第3項の規定による申請書の提出があった場合において、納税管理人の承認をし、又は承認をしなかったときは、その旨を別に定める様式による納税管理人承認（不承認）通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 局長等は、条例第12条第4項に規定する規定による申請があった場合において、徴収金の徴収の確保に支障がないことについての認定をし、又は認定をしなかったときは、その旨を別に定める様式による徴収金の徴収確保に支障がないことの認定（認定をしないこと）の通知書により当該申請者に通知するものとする。

(災害等による期限の延長の承認等の通知)

第22条 局長は、条例第16条第3項の規定による申請書の提出があった場合において、期限の延長を承認し、又は承認しなかったときは、遅滞なく、その旨を別に定める様式による災害等による期限の延長承認（不承認）通知書により当該申請者に通知するものとする。

（条例第23条ただし書に規定する県の機関等）

第25条 [略]

2 条例第23条ただし書に規定する規則で定めるものは、広域振興局県税部の納税課長（盛岡広域振興局にあつては、県税部納税室管理課長）及び県税センター納税課長並びに経営企画部の県税室長及び地域振興センター県税室長（宮古地域振興センターにあつては、県税室納税課長）並びに岩手県東京事務所総務行政部長の職にある者をもって充てられるものとする。

（担保の提供手続）

第26条 局長は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）第6条の10（政令第39条の12及び第43条の16第2項において準用する場合を含む。）の規定による担保の提供を受ける場合は、その提供をしようとする者から別に定める様式による猶予に係る担保提供書又は別に定める様式による県たばこ税の納期限の延長に係る担保提供書を徴するものとする。

2 局長は、法第16条第3項（法第16条の3第3項、第72条の38の2第12項、第74条の11第2項及び第144条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定により増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為を求めるときは、文書により行うものとする。

（納付又は納入の委託に係る有価証券の種類）

第27条 法第16条の2第1項に規定する地方団体の長が定める有価証券は、次に掲げるもので、その証券の券面金額が納付又は納入の委託の目的である徴収金の金額の合計額を超えないものとする。ただし、その超えることを徴税吏員が認めたものについては、この限りでない。

第22条 局長等は、条例第16条第3項の規定による申請書の提出があった場合において、期限の延長を承認し、又は承認しなかったときは、遅滞なく、その旨を別に定める様式による災害等による期限の延長承認（不承認）通知書により当該申請者に通知するものとする。

（条例第23条ただし書に規定する県の機関等）

第25条 [略]

2 条例第23条ただし書に規定する規則で定めるものは、広域振興局の県税部及び経営企画部県税室の納税課長並びに岩手県東京事務所総務行政部長の職にある者をもって充てられるものとする。

（担保の提供手続）

第26条 局長は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）第6条の10（政令第43条の16第2項において準用する場合を含む。）の規定による担保の提供を受ける場合は、その提供をしようとする者から別に定める様式による猶予に係る担保提供書を徴するものとする。

2 局長は、法第16条第3項（法第16条の3第3項、第72条の38の2第12項及び第144条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定により増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為を求めるときは、文書により行うものとする。

3 所長は、政令第39条の12において準用する政令第6条の10の規定による担保の提供を受ける場合は、その提供をしようとする者から別に定める様式による県たばこ税の納期限の延長に係る担保提供書を徴するものとする。

4 所長は、法第74条の11第2項において準用する法第16条第3項の規定により増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為を求めるときは、文書により行うものとする。

（納付又は納入の委託に係る有価証券の種類）

第27条 法第16条の2第1項に規定する地方団体の長が定める有価証券は、次に掲げるもので、その証券の券面金額が納付又は納入の委託の目的である徴収金の金額の合計額を超えないものとする。ただし、その超えることを徴税吏員が認めたものについては、この限りでない。

(1) 法第16条の2第3項の規定に基づいて徴税吏員が再委託をする金融機関（以下「再委託銀行」という。）及び再委託銀行が加入している手形交換所に加入している他の銀行（手形交換所に準ずる制度を利用している再委託銀行と交換決済をし得る金融機関を含む。以下「所在地の銀行」という。）を支払人とし、再委託銀行の名称（店舗名を含む。）を記載した次のいずれかに該当する特定線引の小切手

ア 振出人が納付又は納入の委託をする者であるときは、知事又は局長を受取人とする記名式のもの

イ 振出人が納付又は納入の委託をする者以外の者であるときは、納付又は納入の委託をする者が知事又は局長に取立てのための裏書をしたもの

(2) 支払場所を所在地の銀行とする次のいずれかに該当する約束手形又は為替手形

ア 約束手形及び為替手形（振出人が支払人となっているものに限る。）の振出人が納付又は納入の委託をする者であるときは、知事又は局長を受取人とし、かつ、指図禁止の文言の記載のあるもの

イ 約束手形にあつては振出人、為替手形（引受けのあるものに限る。）にあつては支払人が納付又は納入の委託をする者以外の者であるときは、納付又は納入の委託をする者が知事又は局長に取立てのため裏書をしたもの

(3) [略]

(延滞金の減免)

第31条 [略]

2 局長は、前項各号に掲げる場合を除くほか、税金を納付しなかったこと又は納入金を納入しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、その相当と認める期間の延滞金を減免することができる。

3 前2項に規定する延滞金の減免を受けようとする者は、税金又は納入金を納付し、又は納入する日までに、別に定める様式による延滞金減免申請書にその減免を受けようとする理由を証明するに足りる書類を添付して、局長に提出しなければならない。

4 局長は、前項の規定による延滞金減免申請書の提出があつた場合において、延滞金の減免の承認をし、又は承認をしなかったときは、その旨を別に定める様式による延滞金減免承認（不承認）通知書により当該申請者に通知するものとする。

(法第20条の10の規定以外の納税証明書の交付)

(1) 法第16条の2第3項の規定に基づいて徴税吏員が再委託をする金融機関（以下「再委託銀行」という。）及び再委託銀行が加入している手形交換所に加入している他の銀行（手形交換所に準ずる制度を利用している再委託銀行と交換決済をし得る金融機関を含む。以下「所在地の銀行」という。）を支払人とし、再委託銀行の名称（店舗名を含む。）を記載した次のいずれかに該当する特定線引の小切手

ア 振出人が納付又は納入の委託をする者であるときは、知事又は局長等を受取人とする記名式のもの

イ 振出人が納付又は納入の委託をする者以外の者であるときは、納付又は納入の委託をする者が知事又は局長等に取立てのための裏書をしたもの

(2) 支払場所を所在地の銀行とする次のいずれかに該当する約束手形又は為替手形

ア 約束手形及び為替手形（振出人が支払人となっているものに限る。）の振出人が納付又は納入の委託をする者であるときは、知事又は局長等を受取人とし、かつ、指図禁止の文言の記載のあるもの

イ 約束手形にあつては振出人、為替手形（引受けのあるものに限る。）にあつては支払人が納付又は納入の委託をする者以外の者であるときは、納付又は納入の委託をする者が知事又は局長等に取立てのため裏書をしたもの

(3) [略]

(延滞金の減免)

第31条 [略]

2 局長等は、前項各号に掲げる場合を除くほか、税金を納付しなかったこと又は納入金を納入しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、その相当と認める期間の延滞金を減免することができる。

3 前2項に規定する延滞金の減免を受けようとする者は、税金又は納入金を納付し、又は納入する日までに、別に定める様式による延滞金減免申請書にその減免を受けようとする理由を証明するに足りる書類を添付して、局長等に提出しなければならない。

4 局長等は、前項の規定による延滞金減免申請書の提出があつた場合において、延滞金の減免の承認をし、又は承認をしなかったときは、その旨を別に定める様式による延滞金減免承認（不承認）通知書により当該申請者に通知するものとする。

(法第20条の10の規定以外の納税証明書の交付)

第32条 局長は、法第20条の10に規定する証明書以外の証明書で民事執行法（昭和54年法律第4号）第18条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づくものの交付の請求があったときは、その請求書に証明した旨を記載して証明書に代えることができる。

（賦課徴収に係る書類の様式等）

第34条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
[略]	
3 法第29条第2項、第72条の9第2項、第73条の10第2項、第79条第2項、 <u>第153条第2項</u> 、第190条第2項又は第745条第1項において準用する法第355条第2項	[略]
[略]	
9 法第11条の10第3項	<u>所有権留保付自動車に係る自動車税種別割の第二次納税義務免除申告書</u>
[略]	

2 [略]

3 第1項の表の9の項の所有権留保付自動車に係る自動車税種別割の第二次納税義務免除申告書には、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。

(1)～(4) [略]

4～15 [略]

(過料処分)

第35条 知事は、過料処分の決定をしたときは、別に定める様式による過料処分決定書を、局長を経由して過料に処する者に交付するものとする。

2 局長は、過料処分に関し第8条第2項の規定による通知を受けたときは、直ちに過料に処された者に納入通知書を発し、その過料を徴収するものとする。

（納税証紙印の形式）

第39条 条例第96条第1項に規定する環境性能割納税証紙印及び条例第103条第1項に規定する種別割納税証紙印（以下この節において「納税証紙印」という。）の形式は、別表第1のとおりとする。

第32条 局長等は、法第20条の10に規定する証明書以外の証明書で民事執行法（昭和54年法律第4号）第18条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づくものの交付の請求があったときは、その請求書に証明した旨を記載して証明書に代えることができる。

（賦課徴収に係る書類の様式等）

第34条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
[略]	
3 法第29条第2項、第72条の9第2項、第73条の10第2項、第79条第2項、 <u>第151条第2項</u> 、第190条第2項又は第745条第1項において準用する法第355条第2項	[略]
[略]	
9 法第11条の10第3項	<u>所有権留保付自動車に係る自動車税の第二次納税義務免除申告書</u>
[略]	

2 [略]

3 第1項の表の9の項の所有権留保付自動車に係る自動車税の第二次納税義務免除申告書には、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。

(1)～(4) [略]

4～15 [略]

(過料処分)

第35条 知事は、過料処分の決定をしたときは、別に定める様式による過料処分決定書を、局長等を経由して過料に処する者に交付するものとする。

2 局長等は、過料処分に関し第8条第2項の規定による通知を受けたときは、直ちに過料に処された者に納入通知書を発し、その過料を徴収するものとする。

（納税証紙印の形式）

第39条 条例第97条第1項に規定する自動車税納税証紙印（以下この節において「納税証紙印」という。）の形式は、別表第1のとおりとする。

(収納計器取扱人の指定申請の手続)

第40条 条例第96条第2項(条例第103条第2項において準用する場合を含む。)の規定による証紙代金収納計器(以下「収納計器」という。)の取扱人(以下「収納計器取扱人」という。)としての指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(始動票札の形式)

第41条 条例第97条第1項(条例第103条第2項において準用する場合を含む。)に規定する始動票札(以下「始動票札」という。)の形式は、別表第2のとおりとする。

(始動票札の買受け等)

第42条 収納計器取扱人は、始動票札を買い受けようとするときは、別に定める様式による始動票札買受申込書に当該始動票札の代金を添えて収納計器取扱人の住所地又は主たる事務所の所在地を所管する局長(以下この節において「所管の局長」という。)に提出しなければならない。

2 収納計器取扱人は、当月分の納税証紙印の押印金額等を別に定める様式による収納計器使用実績報告書により翌月5日までに、所管の局長に報告しなければならない。

(誤表示額の還付)

第44条 収納計器取扱人は、条例第95条第1項及び第102条第1項に規定する申告書に収納計器によって環境性能割額及び種別割額の合計額に相当する金額を超えた額(以下「誤表示額」という。)を表示した場合は、始動票札の買受けの都度、別に定める様式による誤表示額還付請求書を、所管の局長に提出しなければならない。

2 所管の局長は、前項の規定による誤表示額還付請求書の提出があったときは、誤表示額から始動票札売渡しの際既に交付した手数料のうち当該誤表示額に対応する手数料の額を控除して得た額に相当する金額を還付するものとする。

(始動票札の返還に伴う還付)

第45条 条例第97条第2項ただし書(条例第103条第2項において準用する場合を含む。)の規定により収納計器取扱人から始動票札の返還があったときは、当該始動票札の金額から当該始動票札に係る納税証紙印の押印に係る金額を控除して得た額から当該始動票札売渡しの際既に交付した手数料のうち当該控除して得た額に対応する手数料の額を控除して得た額に相当する金額を還付するものとする。

(中間申告納付に係る法人の県民税のみならず課税の通知)

第51条 局長は、法人の県民税の中間申告納付をすべき法人が

(収納計器取扱人の指定申請の手続)

第40条 条例第98条第2項の規定による証紙代金収納計器(以下「収納計器」という。)の取扱人(以下「収納計器取扱人」という。)としての指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(始動票札の形式)

第41条 条例第99条第1項に規定する始動票札(以下「始動票札」という。)の形式は、別表第2のとおりとする。

(始動票札の買受け等)

第42条 収納計器取扱人は、始動票札を買い受けようとするときは、別に定める様式による始動票札買受申込書に当該始動票札の代金を添えて所長に提出しなければならない。

2 収納計器取扱人は、当月分の納税証紙印の押印金額等を別に定める様式による収納計器使用実績報告書により翌月5日までに、所長に報告しなければならない。

(誤表示額の還付)

第44条 収納計器取扱人は、条例第97条第1項に規定する申告書に収納計器によって自動車税額に相当する金額を超えた額(以下「誤表示額」という。)を表示した場合は、始動票札の買受けの都度、別に定める様式による誤表示額還付請求書を、所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の規定による誤表示額還付請求書の提出があったときは、誤表示額から始動票札売渡しの際既に交付した手数料のうち当該誤表示額に対応する手数料の額を控除して得た額に相当する金額を還付するものとする。

(始動票札の返還に伴う還付)

第45条 条例第99条第2項ただし書の規定により収納計器取扱人から始動票札の返還があったときは、当該始動票札の金額から当該始動票札に係る納税証紙印の押印に係る金額を控除して得た額から当該始動票札売渡しの際既に交付した手数料のうち当該控除して得た額に対応する手数料の額を控除して得た額に相当する金額を還付するものとする。

(中間申告納付に係る法人の県民税のみならず課税の通知)

第51条 所長は、法人の県民税の中間申告納付をすべき法人が

、所定の期間内にその中間申告納付をしなかった場合において、法第53条第1項又は第3項の規定により提出すべき申告書の提出があったものとみなして県民税を課するときは、そのみなした旨を、別に定める様式による法人県民税の中間申告に係るみなす申告通知書により当該法人に通知するものとする。

(中間申告納付に係る法人の事業税のみならず課税の通知)

第59条 局長は、法人の事業税の中間申告納付をすべき法人が、所定の期間内にその中間申告納付をしなかった場合において、法第72条の26第5項の規定によって同条第1項本文の規定により提出すべき申告書の提出があったものとみなして事業税を課するときは、そのみなした旨を、別に定める様式による法人事業税・特別法人事業税の中間申告に係るみなす申告通知書により当該法人に通知するものとする。

(県たばこ税の納期限の延長の承認等の通知)

第69条 局長は、法第74条の11第1項の規定による申請書の提出があった場合において、納期限の延長の承認をし、又は承認をしなかったときは、その旨を別に定める様式による県たばこ税の納期限の延長承認・不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

(軽油引取税の特別徴収義務者の指定)

第81条 条例第84条第1項に規定する軽油引取税の徴収の便宜を有する者で規則で定めるものは、元売業者及び特約業者以外の者で局長が軽油引取税の徴収の便宜を有するものと認めて指定する者とする。

2 局長は、条例第84条第1項の規定により軽油引取税の特別徴収義務者を指定した場合においては、別に定める様式による軽油引取税の特別徴収義務者指定通知書によりその特別徴収義務者として指定した者に通知するものとする。

(軽油引取税の証票の再交付)

第82条 軽油引取税の特別徴収義務者は、条例第86条の規定により交付があった証票を紛失し、又は著しく破損し、若しくは汚損したときは、遅滞なく、別に定める様式による軽油引取税に係る証票の紛失・破損、汚損届出書により局長に届け出なければならない。

2 局長は、前項の規定による届出があった場合において、その届出の事実に関りがないと認めるときは、当該届出に係る特別徴収義務者に対し証票を再交付するものとする。

(免税証の有効期間)

第84条 政令第43条の15第10項に規定する知事が定める期間は、条例第87条に規定する免税証（以下「免税証」という。）

、所定の期間内にその中間申告納付をしなかった場合において、法第53条第1項又は第3項の規定により提出すべき申告書の提出があったものとみなして県民税を課するときは、そのみなした旨を、別に定める様式による法人県民税の中間申告に係るみなす申告通知書により当該法人に通知するものとする。

(中間申告納付に係る法人の事業税のみならず課税の通知)

第59条 所長は、法人の事業税の中間申告納付をすべき法人が、所定の期間内にその中間申告納付をしなかった場合において、法第72条の26第5項の規定によって同条第1項本文の規定により提出すべき申告書の提出があったものとみなして事業税を課するときは、そのみなした旨を、別に定める様式による法人事業税・特別法人事業税の中間申告に係るみなす申告通知書により当該法人に通知するものとする。

(県たばこ税の納期限の延長の承認等の通知)

第69条 所長は、法第74条の11第1項の規定による申請書の提出があった場合において、納期限の延長の承認をし、又は承認をしなかったときは、その旨を別に定める様式による県たばこ税の納期限の延長承認・不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

(軽油引取税の特別徴収義務者の指定)

第81条 条例第84条第1項に規定する軽油引取税の徴収の便宜を有する者で規則で定めるものは、元売業者及び特約業者以外の者で所長が軽油引取税の徴収の便宜を有するものと認めて指定する者とする。

2 所長は、条例第84条第1項の規定により軽油引取税の特別徴収義務者を指定した場合においては、別に定める様式による軽油引取税の特別徴収義務者指定通知書によりその特別徴収義務者として指定した者に通知するものとする。

(軽油引取税の証票の再交付)

第82条 軽油引取税の特別徴収義務者は、条例第86条の規定により交付があった証票を紛失し、又は著しく破損し、若しくは汚損したときは、遅滞なく、別に定める様式による軽油引取税に係る証票の紛失・破損、汚損届出書により所長に届け出なければならない。

2 所長は、前項の規定による届出があった場合において、その届出の事実に関りがないと認めるときは、当該届出に係る特別徴収義務者に対し証票を再交付するものとする。

(免税証の有効期間)

第84条 政令第43条の15第10項に規定する知事が定める期間は、条例第87条に規定する免税証（以下「免税証」という。）

の交付の日から1年以内において局長が当該免税証に記入した期間とする。

(軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の承認等の通知)

第86条 局長は、条例第91条の規定による軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除に係る申請書の提出があった場合においては、その理由があるかどうかについて調査し、当該申請書の提出があった日から60日以内に承認又は不承認について、別に定める様式による軽油引取税還付・納入義務免除承認(不承認)通知書により当該申請者に通知するものとする。

(環境性能割に係る納税済印の形式)

第88条 条例第95条第2項に規定する規則で定める納税済印は、様式第7号によるものとする。

(環境性能割の課税免除を受けることができる者)

第89条 条例第98条第1項ただし書に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。

(1) 環境性能割の免除を受けた自動車を譲渡した場合で使用者の変更をするときに係る道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第12条の規定による登録をした者

(2) 軽自動車税の環境性能割の減免を受けた三輪以上の軽自動車に関し、道路運送車両法第67条の規定による自動車検査証記録事項(同法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。以下同じ。)の変更(当該軽自動車を譲渡した場合に限る。)をした者又は同法第69条の規定により自動車検査証の返納をした者

(環境性能割の課税免除に係る身体障害者等の範囲)

第90条 条例第98条第1項第2号に規定する身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者(別表第3において「身体障害者」という。)であって、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、それぞれ同表の1の(1)又は(2)の欄に定める障害の級別に該当するもの

(2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条に規定する戦傷病者手帳(以下「戦傷病者手帳」という。)の交付を受けている者(別表第3において「戦傷病者」という。)であって、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、それぞれ同表の2の(1)又は(2)の欄に掲げる障

の交付の日から1年以内において局長等が当該免税証に記入した期間とする。

(軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の承認等の通知)

第86条 所長は、条例第91条の規定による軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除に係る申請書の提出があった場合においては、その理由があるかどうかについて調査し、当該申請書の提出があった日から60日以内に承認又は不承認について、別に定める様式による軽油引取税還付・納入義務免除承認(不承認)通知書により当該申請者に通知するものとする。

害の程度に該当するもの

2 条例第98条第1項第2号に規定する精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けている者（別表第3において「精神障害者」という。）であつて、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、それぞれ同表の3の欄に掲げる障害等級に該当し、かつ、次のいずれかに該当するもの

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第52条第1項に規定する支給認定を受けているもの

イ 市町村長から重度心身障害者医療費受給者証その他これに類するものの交付を受けているもの

(2) 知事が交付する療育手帳（以下「療育手帳」という。）の交付を受けている者（別表第3において「知的障害者」という。）であつて、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、それぞれ同表の4の欄に掲げる障害の程度に該当するもの

（環境性能割の課税免除の承認等の通知）

第91条 局長は、条例第98条第3項の規定による申請書（同条第1項第2号に係るものに限る。）の提出があつたときは、当該申請書を提出する際に提示された身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳の備考欄、精神障害者保健福祉手帳の余白又は療育手帳の予備欄に別に定める様式による自動車税環境性能割免除申請済印を押印するとともに、速やかに、当該申請に係る自動車の取得が同号に掲げる自動車の取得に該当するかどうかを審査し、その結果を別に定める様式による自動車税環境性能割・種別割課税免除承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 局長は、条例第98条第3項の規定による申請書（同条第1項第3号又は第4号に係るものに限る。）の提出があつたときは、速やかに、当該申請に係る自動車の取得が同項第3号又は第4号に掲げる自動車の取得に該当するかどうかを審査し、その結果を別に定める様式による自動車税環境性能割・種別割課税免除承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知するものとする。

（環境性能割の課税免除申請に係る特定免許情報の確認）

第91条の2 局長は、条例第98条第3項の規定による免許情報記録個人番号カード（道路交通法（昭和35年法律第105号）

第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。)の提示を受けたときは、別に定める方法により当該免許情報記録個人番号カードに記録された同条第2項に規定する特定免許情報を確認するものとする。

(環境性能割交付金の交付の通知)

第92条 知事は、法第177条の6第1項の規定により県内の市町村に対し環境性能割交付金を交付する場合は、別に定める様式による自動車税環境性能割交付金交付通知書により当該市町村の長に通知するものとする。

(環境性能割の減免の承認等の通知)

第93条 局長は、条例第99条第2項の規定による申請書の提出があった場合において、減免の承認をし、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により減免に該当しないこととなったときは、その旨を別に定める様式による自動車税環境性能割減免承認(不承認)・取消通知書により当該申請者に通知するものとする。

(環境性能割に係る書類の様式等)

第94条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
1 法第161条第2項	自動車税環境性能割修正申告書
2 法第164条第2項	譲渡担保財産に係る自動車税環境性能割の納税義務の免除申告書
3 法第164条第5項	譲渡担保財産に係る自動車税環境性能割の徴収猶予通知書
4 法第164条第5項	譲渡担保財産に係る自動車税環境性能割の徴収猶予取消通知書
5 法第164条第6項又は第165条第2項	自動車税環境性能割還付申請書
6 法第168条第4項、第171条第7項又は第172条第5項	自動車税環境性能割更正・決定等通知書

2 前項の表の5の項の自動車税環境性能割還付申請書には、還付を受けることができることを証明する書類を添付しなければならない。

3 条例第98条第3項に規定する規則で定める申請書は、次の

各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式とする。

(1) 条例第98条第1項第2号に掲げる自動車 別に定める様式による身体障害者等に係る自動車税環境性能割課税免除申請書

(2) 条例第98条第1項第3号又は第4号に掲げる自動車 別に定める様式による身体障害者等の利用に係る自動車税環境性能割課税免除申請書

4 前項第1号の身体障害者等に係る自動車税環境性能割課税免除申請書を提出する場合において、課税免除を受けようとする自動車が次の表の左欄に掲げるものに該当するときは、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める書類を添付しなければならない。

自動車	書類
1 身体障害者等（条例第98条第1項第2号に規定する身体障害者等をいう。以下同じ。）の通学、通所、通院、通勤又は生業のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する自動車	申請者、身体障害者等及び自動車を運転する者が生計を一にすることを確認することができる書類
2 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等の通学、通所、通院、通勤又は生業のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車	(1) 身体障害者等のみで構成される世帯全員の住民票の写し (2) 身体障害者等のみで構成される世帯全員の身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の写し

5 条例第98条第3項に規定する規則で定める書類は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳とする。

6 条例第99条第2項に規定する規則で定める申請書は、別に定める様式による自動車税環境性能割減免申請書とする。

7 前項の自動車税環境性能割減免申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 滅失し、又は損壊した自動車又は軽自動車のうち三輪以上のもの（以下この条において「被災自動車」という。

）及び被災自動車に代わるものとして取得した自動車に係る登録番号及び価額

(2) 減免を受けようとする税額及びその理由

8 第6項の自動車税環境性能割減免申請書には、条例第99条第2項に規定する書類のほか、被災自動車及び被災自動車に代わるものとして取得した自動車に係る自動車検査証記録事項が記載された書面を添付しなければならない。

(種別割に係る納税済印の形式)

第95条 条例第102条第2項に規定する規則で定める納税済印は、様式第7号のとおりとする。

(自動車税に係る納税済印の形式)

第88条 条例第97条第2項に規定する規則で定める納税済印は、様式第7号のとおりとする。

(自動車税の課税免除に係る身体障害者等の範囲)

第89条 条例第106条第1項第1号に規定する身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者（別表第3において「身体障害者」という。）であつて、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、それぞれ同表の1の(1)又は(2)の欄に定める障害の級別に該当するもの

(2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳（以下「戦傷病者手帳」という。）の交付を受けている者（別表第3において「戦傷病者」という。）であつて、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、それぞれ同表の2の(1)又は(2)の欄に掲げる障害の程度に該当するもの

2 条例第106条第1項第1号に規定する精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けている者（別表第3において「精神障害者」という。）であつて、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、それぞれ同表の3の欄に掲げる障害等級に該当し、かつ、次のいずれかに該当するもの

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第52条第1項に規定する支給認定を受けているもの

イ 市町村長から重度心身障害者医療費受給者証その他これに類するものの交付を受けているもの

(2) 知事が交付する療育手帳（以下「療育手帳」という。）

(中古商品自動車に係る種別割の減額の承認等の通知)

第96条 局長は、条例第107条第2項の規定による申請書の提出があった場合において、減額の承認をし、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により減額に該当しないこととなったときは、その旨を別に定める様式による中古商品自動車に係る自動車税種別割の減額承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知するものとする。

(種別割の課税免除の承認等の通知)

第97条 局長は、条例第108条第2項の規定による申請書の提出があった場合において、課税免除の承認をし、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により課税免除に該当しないこととなったときは、その旨を別に定める様式による自動車税種別割課税免除承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 局長は、条例第109条第2項の規定による申請書の提出があった場合において、課税免除の承認をし、若しくは承認をしなかったとき、又は承認した後調査等により課税免除に該当しないこととなったときは、その旨を別に定める様式による生活交通路線を運行する一般乗合用バスに係る自動車税種別割課税免除承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知するものとする。

3 局長は、条例第110条第3項、第111条第2項又は第112条第2項の規定による申請書の提出があった場合において、課税免除の承認をし、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により課税免除に該当しないこととなったときは、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつてはその旨を別に定める様式による自動車税種別割課税免除承認（不承認）・取消通知書により、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつてはその旨を別に定める様式による自動車税環境性能割・種別割課税免除承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知するものとする。

(種別割の課税免除に係る金額)

第98条 条例第110条第2項第2号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、43,500円（条例附則第22条の規定の適用を受けるものにあつては、45,000円）に当該各号に定める月数を乗じて得た額を12で除して得た額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数金

）の交付を受けている者（別表第3において「知的障害者」という。）であつて、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、それぞれ同表の4の欄に掲げる障害の程度に該当するもの

(中古商品自動車に係る自動車税の減額の承認等の通知)

第90条 所長は、条例第103条第2項の規定による申請書の提出があった場合において、減額の承認をし、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により減額に該当しないこととなったときは、その旨を別に定める様式による中古商品自動車に係る自動車税の減額承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知するものとする。

(自動車税の課税免除の承認等の通知)

第91条 所長は、条例第104条第2項の規定による申請書の提出があった場合において、課税免除の承認をし、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により課税免除に該当しないこととなったときは、その旨を別に定める様式による自動車税課税免除承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 所長は、条例第105条第2項の規定による申請書の提出があった場合において、課税免除の承認をし、若しくは承認をしなかったとき、又は承認した後調査等により課税免除に該当しないこととなったときは、その旨を別に定める様式による生活交通路線を運行する一般乗合用バスに係る自動車税課税免除承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知するものとする。

3 所長は、条例第106条第3項、第107条第2項又は第108条第2項の規定による申請書の提出があった場合において、課税免除の承認をし、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により課税免除に該当しないこととなったときは、その旨を別に定める様式による自動車税課税免除承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知するものとする。

(自動車税の課税免除に係る金額)

第92条 条例第106条第2項第2号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車税の区分に応じ、43,500円（条例附則第21条の規定の適用を受けるものにあつては、45,000円）に当該各号に定める月数を乗じて得た額を12で除して得た額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数

額を切り捨てた金額)とする。

- (1) 法第177条の10第1項の規定により課する種別割(第3号に掲げるものを除く。) 納税義務が発生した月の翌月から当該年度の3月までの月数
- (2) 法第177条の10第2項の規定により課する種別割(次号に掲げるものを除く。) 当該年度の4月から納税義務が消滅した月までの月数
- (3) 法第177条の10第1項及び第2項の規定により課する種別割 納税義務が発生した月の翌月から納税義務が消滅した月までの月数

(条例第110条第3項に規定する規則で定める場合)

第99条 条例第110条第3項に規定する規則で定める場合は、前年度に種別割が免除された自動車(別表第3の3の欄に掲げる障害等級に該当する者に係るものとして種別割が免除された自動車を除く。)について免除を受けた者が前年度に引き続き種別割の免除の申請をする場合であって、前年度にした申請と同一の内容(運転免許証の有効期間の更新その他局長が認める軽微な変更以外の変更がない場合を含む。)により申請をするときとする。

(種別割の課税免除申請に係る身体障害者手帳等への押印)

第100条 局長は、条例第110条第3項の規定による第103条第9項に規定する書類及び運転免許証又は免許情報記録個人番号カードの提示を受けたときは、身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳の備考欄、精神障害者保健福祉手帳の余白又は療育手帳の予備欄に別に定める様式による自動車税種別割免除申請済印を押印するものとする。

(種別割の課税免除申請に係る特定免許情報の確認)

第100条の2 第91条の2の規定は、条例第110条第3項の規定による免許情報記録個人番号カードの提示を受けたときについて準用する。

(種別割の軽減の承認等の通知)

第101条 局長は、条例第113条第2項の規定による申請書の提出があった場合において、軽減の承認をし、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により軽減に該当しないこととなったときは、その旨を別に定める様式による自動車税種別割軽減承認(不承認)・取消通知書により当該申請者に通知するものとする。

(種別割の訂正の通知)

第102条 局長は、種別割を課した後において、その税額を増額した場合にあつては別に定める様式による自動車税種別割納税通知書により、減額した場合にあつては別に定める様式

金額を切り捨てた金額)とする。

- (1) 法第157条第1項の規定により課する自動車税(第3号に掲げるものを除く。) 納税義務が発生した月の翌月から当該年度の3月までの月数
- (2) 法第157条第2項の規定により課する自動車税(次号に掲げるものを除く。) 当該年度の4月から納税義務が消滅した月までの月数
- (3) 法第157条第1項及び第2項の規定により課する自動車税 納税義務が発生した月の翌月から納税義務が消滅した月までの月数

(条例第106条第3項に規定する規則で定める場合)

第93条 条例第106条第3項に規定する規則で定める場合は、前年度に自動車税が免除された自動車(別表第3の3の欄に掲げる障害等級に該当する者に係るものとして自動車税が免除された自動車を除く。)について免除を受けた者が前年度に引き続き自動車税の免除の申請をする場合であって、前年度にした申請と同一の内容(運転免許証の有効期間の更新その他所長が認める軽微な変更以外の変更がない場合を含む。)により申請をするときとする。

(自動車税の軽減の承認等の通知)

第94条 所長は、条例第109条第2項の規定による申請書の提出があった場合において、軽減の承認をし、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により軽減に該当しないこととなったときは、その旨を別に定める様式による自動車税軽減承認(不承認)・取消通知書により当該申請者に通知するものとする。

(自動車税の訂正の通知)

第95条 所長は、自動車税を課した後において、その税額を増額した場合にあつては別に定める様式による自動車税納税通知書により、減額した場合にあつては別に定める様式による

による自動車税種別割減額通知書により当該納税者に通知するものとする。

(種別割に係る書類の様式等)

第103条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
1 条例第106条	<u>所有権留保付自動車に係る自動車税種別割の賦課徴収に関する報告書</u>
2 条例第107条第2項	<u>中古商品自動車に係る自動車税種別割の減額申請書</u>
3 条例第108条第2項又は第112条第2項	<u>自動車税種別割課税免除承認申請書</u>
4 条例第109条第2項	<u>生活交通路線を運行する一般乗合用バスに係る自動車税種別割の課税免除申請書</u>
5 条例第110条第3項	<u>身体障害者等に係る自動車税種別割課税免除申請書</u>
6 条例第111条第2項	<u>身体障害者等の利用に係る自動車税種別割課税免除申請書</u>
7 条例第114条	<u>自動車税種別割納税証明書</u> ( <u>継続検査・構造等変更検査用</u> )

2 条例第106条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(6) [略]

3 条例第107条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(4) [略]

4 第1項の表の2の項の中古商品自動車に係る自動車税種別割の減額申請書には、条例第107条第2項に規定する書類のほか、営業所所在地の市町村税の滞納処分を申請日前2年間受けたことがないことを証明する書類を添付しなければならない。

5 条例第108条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(3) [略]

6 条例第109条第2項に規定する規則で定める事項は、免除

自動車税減額通知書により当該納税者に通知するものとする。

(自動車税に係る書類の様式等)

第96条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
1 条例第102条	<u>所有権留保付自動車に係る自動車税の賦課徴収に関する報告書</u>
2 条例第103条第2項	<u>中古商品自動車に係る自動車税の減額申請書</u>
3 条例第104条第2項又は第108条第2項	<u>自動車税課税免除承認申請書</u>
4 条例第105条第2項	<u>生活交通路線を運行する一般乗合用バスに係る自動車税の課税免除申請書</u>
5 条例第106条第3項	<u>身体障害者等に係る自動車税課税免除申請書</u>
6 条例第107条第2項	<u>身体障害者等の利用に係る自動車税課税免除申請書</u>
7 条例第110条	<u>自動車税納税証明書</u> (継続検査・構造等変更検査用)

2 条例第102条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(6) [略]

3 条例第103条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(4) [略]

4 第1項の表の2の項の中古商品自動車に係る自動車税の減額申請書には、条例第103条第2項に規定する書類のほか、営業所所在地の市町村税の滞納処分を申請日前2年間受けたことがないことを証明する書類を添付しなければならない。

5 条例第104条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(3) [略]

6 条例第105条第2項に規定する規則で定める事項は、免除

を受けようとする一般乗合用バスの登録番号、車台番号、乗車定員、税率、主たる定置場所在地、全走行キロ数、生活交通路線の走行キロ数及び全走行キロ数に対する生活交通路線の走行キロ数の割合とする。

7 条例第110条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 免除を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合にあつては、当該身体障害者等との関係

(2)～(8) [略]

8 第94条第4項の規定は、第1項の表の5の項の身体障害者等に係る自動車税種別割課税免除申請書に添付する書類について準用する。

9 条例第110条第3項に規定する規則で定める書類は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳とする。

10 条例第111条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(4) [略]

11 条例第112条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(3) [略]

を受けようとする一般乗合用バスの登録番号、車台番号、乗車定員、税率、主たる定置場所在地、全走行キロ数、生活交通路線の走行キロ数及び全走行キロ数に対する生活交通路線の走行キロ数の割合とする。

7 条例第106条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 免除を受ける者が身体障害者等(条例第106条第1項第1号に規定する身体障害者等をいう。以下同じ。)と生計を一にする者である場合にあつては、当該身体障害者等との関係

(2)～(8) [略]

8 第1項の表の5の項の身体障害者等に係る自動車税課税免除申請書を提出する場合において、課税免除を受けようとする自動車が次の表の左欄に掲げるものに該当するときは、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める書類を添付しなければならない。

自動車	書類
1 身体障害者等の通学、通所、通院、通勤又は生業のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する自動車	申請者、身体障害者等及び自動車を運転する者が生計を一にすることを確認することができる書類
2 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等の通学、通所、通院、通勤又は生業のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車	(1) 身体障害者等のみで構成される世帯全員の住民票の写し (2) 身体障害者等のみで構成される世帯全員の身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の写し

9 条例第106条第3項に規定する規則で定める書類は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の写しとする。

10 条例第107条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(4) [略]

11 条例第108条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(3) [略]

12 条例第113条第2項に規定する規則で定める申請書は、別に定める様式による自動車税種別割軽減申請書とする。

13 前項の自動車税種別割軽減申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 保険金等により補てんされるべき金額

(4) [略]

14 第12項の自動車税種別割軽減申請書には、条例第113条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 修繕費の明細を記載した請求書又は領収書の写し及び保険金等により補てんされるべき金額を証明する書類

(2) 前項第1号の自動車に係る自動車検査証記録事項が記載された書面

(鉦区税の訂正の通知)

第104条 局長は、鉦区税を課した後において、その税額を増額した場合にあっては別に定める様式による鉦区税納税通知書により、減額した場合にあっては別に定める様式による鉦区税減額通知書により当該納税者に通知するものとする。

別表第1 (第39条関係)

納税証紙印

自動車税(環境性能割・種別割)

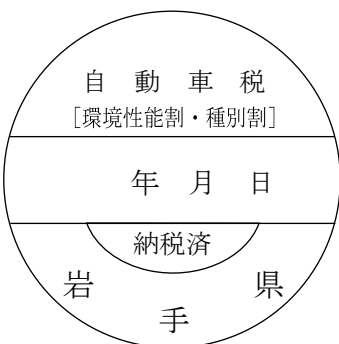
[略]

[略]

別表第3 (第99条関係)

[略]

様式第7号 (第88条、第95条関係)



[略]

12 条例第109条第2項に規定する規則で定める申請書は、別に定める様式による自動車税軽減申請書とする。

13 前項の自動車税軽減申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 保険金等により補填されるべき金額

(4) [略]

14 第12項の自動車税軽減申請書には、条例第109条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 修繕費の明細を記載した請求書又は領収書の写し及び保険金等により補填されるべき金額を証明する書類

(2) 前項第1号の自動車に係る道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項が記載された書面

第97条から第103条まで 削除

(鉦区税の訂正の通知)

第104条 所長は、鉦区税を課した後において、その税額を増額した場合にあっては別に定める様式による鉦区税納税通知書により、減額した場合にあっては別に定める様式による鉦区税減額通知書により当該納税者に通知するものとする。

別表第1 (第39条関係)

納税証紙印

自動車税

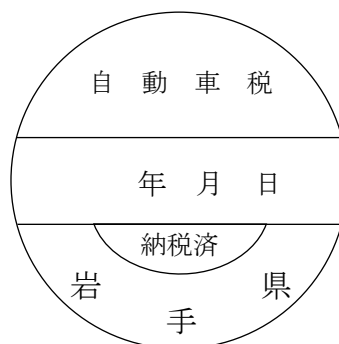
[略]

[略]

別表第3 (第93条関係)

[略]

様式第7号 (第88条関係)



[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の岩手県県税条例施行規則（以下「新規則」という。）に定める別表及び様式並びに別に定める様式は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に押印し、提出し、又は交付する納税証紙印等、申告書等又は通知書について適用し、施行日前に押印し、提出し、又は交付した納税証紙印等、申告書等又は通知書については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の岩手県県税条例施行規則に規定する別に定める様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

4 令和8年度分の自動車税に係る新規則第93条の規定の適用については、同条中「自動車税が」とあるのは、「種別割が」とする。

(特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

5 特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則（平成14年岩手県規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(申請書の様式)</p> <p>第2条 条例第6条に規定する知事が定める申請書の様式は、別に定める様式のとおりとする。</p> <p>(課税免除の承認等の通知)</p> <p>第3条 局長は、前条に規定する申請書を受理した場合において課税免除の承認をしたとき、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により当該承認を取り消すこととなったときは、その旨を別に定める様式により当該申請者に通知しなければならない。</p>	<p>(申請書の様式)</p> <p>第2条 条例第5条に規定する知事が定める申請書の様式は、別に定める様式のとおりとする。</p> <p>(課税免除の承認等の通知)</p> <p>第3条 局長等は、前条に規定する申請書を受理した場合において課税免除の承認をしたとき、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により当該承認を取り消すこととなったときは、その旨を別に定める様式により当該申請者に通知しなければならない。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正)

6 岩手県産業廃棄物税条例施行規則（平成15年岩手県規則第87号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後			
<p>(県税条例施行規則の準用)</p> <p>第3条 岩手県県税条例施行規則（令和3年岩手県規則第80号。以下「県税条例施行規則」という。）第3条から第5条まで、第9条、第12条（第2号及び第3号を除く。）、第13条から第34条まで（第21条並びに第34条第1項の表の1の項から3の項まで、9の項及び39の項並びに第3項を除く。）及び第35条の規定は産業廃棄物税の賦課徴収について、県税条例施行規則第6条及び第36条から第38条までの規定は産業廃棄物税の犯則事件の調査及び処分について準用する。</p>	<p>(県税条例施行規則の準用)</p> <p>第3条 岩手県県税条例施行規則（令和3年岩手県規則第80号。以下「県税条例施行規則」という。）第3条から第5条まで、第9条、第12条（第2号及び第3号を除く。）、第13条から第34条まで（第21条、<u>第26条第3項及び第4項並びに第34条第1項の表の1の項から3の項まで</u>、9の項及び39の項並びに第3項を除く。）及び第35条の規定は産業廃棄物税の賦課徴収について、県税条例施行規則第6条及び第36条から第38条までの規定は産業廃棄物税の犯則事件の調査及び処分について準用する。<u>この場合において、次の表の左欄に掲げる県税条例施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="831 2011 1463 2054"> <tr> <td>第3条</td> <td>除く。）（条例第</td> <td>除く。）</td> </tr> </table>	第3条	除く。）（条例第	除く。）
第3条	除く。）（条例第	除く。）		

	<u>5条第1項及び第2項の規定により</u> <u>県税センター所長</u> <u>(第5条を除き、</u> <u>以下「所長」とい</u> <u>う。)</u> に委任され <u>た事項に係るもの</u> <u>にあつては、県税</u> <u>センター管理課長</u> <u>である出納員)</u>	
<u>第13条、第14条、</u> <u>第19条、第22条、</u> <u>第27条、第31条第</u> <u>2項から第4項ま</u> <u>で、第32条及び第</u> <u>35条</u>	局長等	局長

備考 改正部分は、下線の部分である。

(特定区域における産業の活性化に関する条例施行規則の一部改正)

7 特定区域における産業の活性化に関する条例施行規則(平成18年岩手県規則第88号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税免除等の申請書の様式)</p> <p>第7条 条例第8条の知事が定める申請書の様式は、様式第2号とする。</p> <p>様式第2号(第7条関係)</p> <p>[略]</p> <p>1 課税免除(不均一課税)を申請する県税</p> <p><input type="checkbox"/>個人の事業税( 年分)</p> <p><input type="checkbox"/>法人の事業税(事業年度 年 月 日 ~ 年 月 日分)</p> <p><input type="checkbox"/>不動産取得税</p> <p>2 [略]</p> <p>注1 1については、課税免除(不均一課税)を申請する県税の<input type="checkbox"/>にレ印を付するとともに、個人の事業税にあつては対象年分を、<u>法人の事業税にあつては対象事業年度を</u>記入してください。</p> <p>2 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>(課税免除等の申請書の様式)</p> <p>第7条 条例第8条の知事が定める申請書の様式は、様式第2号及び様式第3号とする。</p> <p>様式第2号(第7条関係)</p> <p>[略]</p> <p>1 課税免除(不均一課税)を申請する県税</p> <p><input type="checkbox"/>個人の事業税( 年分)</p> <p><input type="checkbox"/>不動産取得税</p> <p>2 [略]</p> <p>注1 1については、課税免除(不均一課税)を申請する県税の<input type="checkbox"/>にレ印を付するとともに、個人の事業税にあつては、<u>対象年分を記入してください。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>[略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

岩手県県税センター所長 様

申請者 住所又は所在地  
氏名又は法人の名称及び代表者氏名  
個人番号又は法人番号

特定区域における県税の課税免除等申請書

特定区域における産業の活性化に関する条例第8条の規定により、次のとおり県税の課税免除（不均一課税）を申請します。

1 課税免除（不均一課税）を申請する県税

法人の事業税（事業年度 年 月 日 ～ 年 月 日分）

2 提出書類

新設・増設した設備の調書

注1 1については、対象事業年度を記入してください。

2 別紙を添付してください。

(A4)

別紙

新設・増設した設備の調書

事業の種類				
事業所の名称				
事業所の所在地				
事業の用に供した日	年 月 日			
事業の用に供した日の 属する年度	年 月 日から 年 月 日まで			
製造業の用に供した一 の生産設備又は研究開 発設備を構成する固定 資産の種類別の取得価 額	種類		取得価額	
	計		円	
建物	所在	種類	構造	延床面積
				m <sup>2</sup>
	建設に着手した年月日	取得年月日	取得の原因	取得価額
				円
土地	所在	種類	地目	地積
				m <sup>2</sup>

	取得年月日	取得の原因	取得価額
			円
生産設備又は研究開発設備を事業の用に供したことに伴って増加した雇用者の数			人
県内の雇用者の数	生産設備又は研究開発設備を事業の用に供した日の属する月の前月末日 事業年度（年）の末日		人

注 次の書類を添付してください。

- (1) 企業の沿革及び現況を記載した書面
- (2) 新設（増設）に係る計画及び実績を記載した書面
- (3) 事業所全体の平面図
- (4) 工場用建物又は研究開発用建物の各階平面図並びに機械及び装置の配置図
- (5) 取得した資産の明細書
- (6) 製造工程説明書（生産設備を新設・増設した場合に限る。）
- (7) 各月末従業者数の明細書
- (8) 法人税における減価償却資産の償却額の計算に関する明細書の写し
- (9) 賃借対照表及び損益計算書
- (10) その他知事が必要と認める書類

(A4)

（特定区域における産業の活性化に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 8 前項の規定による改正後の特定区域における産業の活性化に関する条例施行規則に定める様式は、施行日以後に提出する申請書について適用し、施行日前に提出した申請書については、なお従前の例による。
- 9 第7項の規定による改正前の特定区域における産業の活性化に関する条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。